

# ASAHI NEWS

令和元年6月10日  
第111号

朝日税理士法人 城南支社  
TEL:03-3700-3331  
FAX:03-3700-8942  
<http://www.asahitax.jp>



## ■■■ 6月の主な予定 ■■■

### 税務・会計

所得税の予定納税額の通知：6月15日

個人の都道府県民税・市町村民税の納付(第1期)：7月1日  
(都道府県の条例で定める日)

### 経営・経済

6月 7日：家計調査発表(総務省)

6月13日：法人企業景気予測調査発表(財務省・内閣府)

6月19日：日銀金融政策決定会合(日銀、20日まで)

6月19日：貿易統計発表(財務省)

6月20日：EU首脳会議(ブリュッセル、21日まで)

6月21日：全国消費者物価指数発表(総務省)

6月27日：資金循環統計速報(日銀)

6月27日：米 第1四半期GDP確定値(商務省)

6月28日：有効求人倍率発表(厚労省)

6月28日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



## 税制改正シリーズ③ ～ 個人版事業承継税制の創設 ～

5月号に続いて、2019年度税制改正シリーズを掲載して参ります。

今回は、個人事業者の事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合の納税猶予制度の創設についてお知らせいたします。

この制度は、青色申告による事業の継続等、一定の要件を満たすと**特定事業用資産の価額に対応する贈与税・相続税の納税が猶予され**、後継者の死亡等一定の事由により、最終的に**納税が免除される**というものです。

この納税猶予制度の適用を受けるためには、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し確認を受けた後継者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までに贈与又は相続等により特定事業用資産を取得しなければなりません。

なお、個人事業者ではなく、会社経営者の場合には非上場株式等の納税猶予制度を利用することになります。

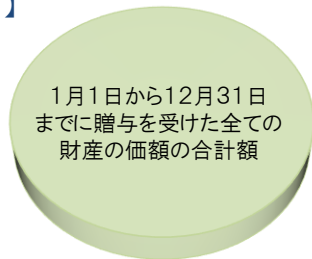
### 特定事業用資産

この制度の対象となる「**特定事業用資産**」とは、贈与者又は被相続人となる先代事業者の事業(不動産貸付業等を除く)に使用されていた下記の資産で、贈与又は相続等があった年の前年分の青色申告である事業所得の貸借対照表に計上されていた資産をいいます。

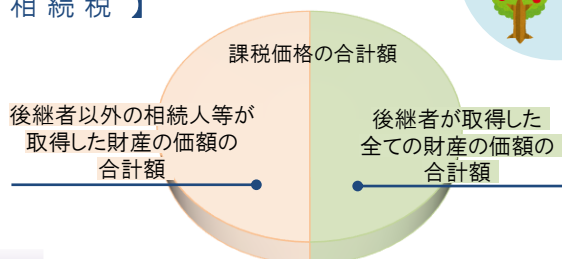
- ① 宅地等(400㎡まで)  
※納税猶予制度の適用を受けた宅地等については、特定事業用宅地等の小規模宅地等の特例を受けることはできません。
- ② 建物(床面積800㎡まで)
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
  - ・固定資産税の課税対象とされているもの
  - ・自動車税、軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
  - ・その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

### 猶予される贈与税・相続税の計算方法

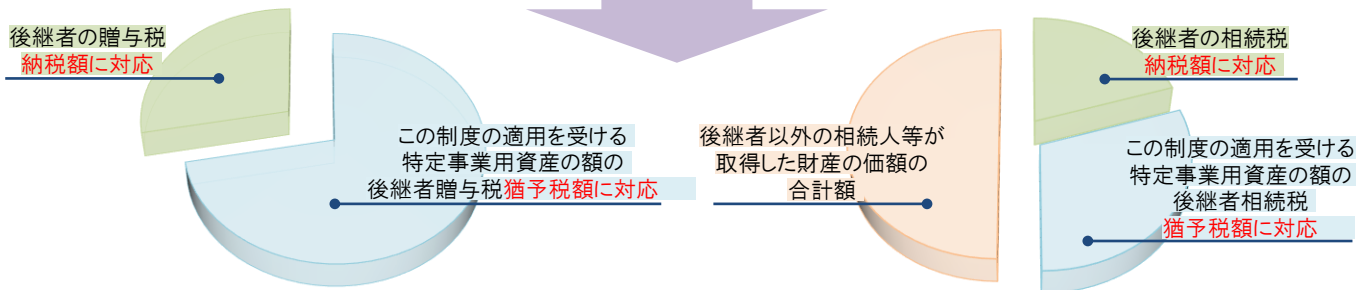
#### 【 贈与税 】



#### 【 相続税 】



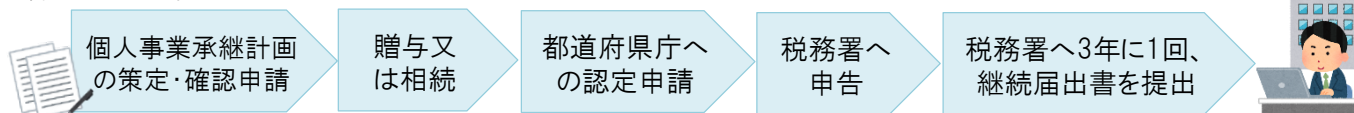
特定事業用資産とそれ以外の資産に分けると・・・



### 納税猶予制度の認定を受けるためには

この相続税・贈与税の納税猶予制度は、令和6年3月31日までに個人事業承継計画を都道府県庁に提出しないと適用を受けることができません。(令和6年3月31日までの間であれば、贈与後及び相続等後であっても、個人事業承継計画を提出することは可能です。)

個人事業承継計画の提出を検討される場合や先代事業者等及び後継者の要件の確認など、お気軽に当社担当にお問い合わせください。



税務署

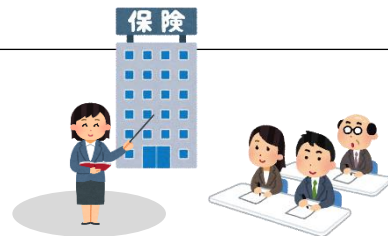


# 定期保険・第三分野保険に係る保険料の取扱いの改正について

2019年2月に国税庁が法人加入の保険に係る通達の見直しを告知すると、生命保険各社は節税目的の経営者保険の販売を一時取りやめることを発表しました。4月11日には保険料の税務上の取扱いを変更する基本通達案が公表され、最高解約返戻率に応じた取扱いが新設される見込みです。既契約への影響はない見込みですが、今後法人で保険に加入する場合には改正内容に注意が必要です。

## 改正通達案

- ▶ 保険商品の種類ごとの個別通達を廃止し、基本通達に統合
- ▶ 定期保険の取扱いに第三分野の保険を取り込み
- ▶ 既契約分への遡及適用はない
- ▶ 保険料に前払保険料が含まれる場合の取扱い(下記表)が新設



最高解約返戻率	資産計上期間	税務処理 <sup>(※4)</sup>	
		資産計上期間	資産計上期間経過後
50%超 70%以下 (※1)	保険期間の開始から 保険期間の100分の40に 相当する期間	支払った保険料の額 ×100分の40 の金額は資産に計上し、 残額は損金の額に算入	支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の100分の75に相当する期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入
70%超 85%以下		支払った保険料の額 ×100分の60 の金額は資産に計上し、 残額は損金の額に算入	支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金算入するとともに、資産に計上した金額については、保険期間の100分の75に相当する期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入
85%超	保険期間の開始から、 最高解約返戻率となる期間 <sup>(※2)</sup> の 終了まで <sup>(※3)</sup>	支払った保険料の額 ×最高解約返戻率の 100分の70 (保険期間開始から10年を経過する までは、100分の90)の 金額は資産に計上し、 残額は損金の額に算入	支払った保険料を保険期間の経過に応じて損金算入するとともに、資産に計上した金額については、解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間終了までにおいて均等に取り崩し、保険期間の経過に応じて損金の額に算入

- ※1 被保険者一人当たりの年換算保険料相当額(保険期間中における支払保険料の総額を保険期間の年数で除して計算した金額)が20万以下の場合には全額損金算入
- ※2 その期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間
- ※3 資産計上期間が5年未満となる場合には資産計上期間は保険期間の開始から5年を経過するまでとし、保険期間が10年未満である場合には、資産計上期間は保険期間の開始からその保険期間の100分の50に相当する期間終了まで
- ※4 法人が自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む)を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるもの加入した場合

## 具体例(最高解約返戻率90%の場合)

### 【前提条件】

- ▶ 最高解約返戻率90%(12年目)
- ▶ 保険料100/期間20年



最高解約返戻率90%



資産計上期間		取崩期間
1~10年目	11~12年目	13~20年目
支払保険料 19/ 前払保険料 81/	支払保険料 37/ 前払保険料 63/	支払保険料 217/ 現金 100 /前払保険料 117

2019年4月11日公表の『法人税基本通達の制定について』(法令解釈通達)ほか1件の一部改正(案)(定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い)等に対する意見公募手続の実施について』に基づいて作成しています。

改正は通達の発遣をもっておこなわれるため、予定される改正をふまえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。